

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第12回）」
議事要旨**

○日時

令和6年1月25日（木）11時～12時

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、興津征雄委員、神山智美委員、松本真由美委員

○オブザーバー

山梨県 加藤栄佐環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 松本仁一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 菅弘史郎部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

日暮新エネルギー課長

○議題

- （1）改正再エネ特措法の施行に向けて
- （2）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要
- （3）説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 事務局案に基本的に賛同。資料 1 の P15 において、2024 年度入札対象案件に関して、認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は事業者の帰責性によらず落札者決定を取り消すとあるが、どのような趣旨か。
- ・ 事業譲渡等を契機とした変更認定申請について令和 6 年 4 月 1 日以降に認定を行う場合、施行前の譲渡であっても説明会が必要ということと理解した。その趣旨は資料 1 の P21、P28 に記載されているが、できる限り経過措置を設けないスタンスは妥当であり賛成。事業計画の主要部分が変更となっており、地域とのトラブルが発生しやすいという状態にあるため、説明会を求める合理性はあると思う。
- ・ 資料 1 の P24、P25 について、自治体への事前相談・意見表明について事業者の予測が立つことが必要。自治体の意見表明が遅れることにより事業者に不測の不利益が生じることは適切ではない。よって自治体の回答期限を設けることが考えられるが、法令で決めることは地方自治の観点から問題があり、技術的にも容易ではない。差し当たり、自治体ごとに標準的な回答期限を定めて公にするプラクティスをお願いできないかと思う。
- ・ 説明会などの措置について特段の経過措置を設けず、必要な場合に限って経過措置を設けていく事務局案に賛成。
- ・ ガイドラインについて、特に自治体への相談・自治体意見の様式の整備は手続の公平性・適切性確保や、自治体の負担軽減に資すると思う。
- ・ 資料 1 の P28 について、事業者に対して周辺地域の住民の個人情報・プライバシー配慮を求めているが、参加者である住民側にも求める必要がある。ガイドライン（資料 3）P22 において、説明会の録音録画の対外公表をしないよう事業者を求めることを示しているが、説明会出席者による撮影・録画についてもガイドラインに記載してはどうか。
- ・ 自治体の条例で説明会の開催が求められており、当該条例の施行規則に事業者が自治体に提出する説明会開催報告書の様式が添付されている場合がある。その様式において、説明会への参加者の代表者として自治会長の署名が求められる場合がある。このような事例においては、事業者が自身の努力だけでは説明会の報告すらできず、事実上不都合が生じている。住民が説明会をボイコットし、署名を拒否することで事業を妨害することが可能となってしまう。住民の同意を実質的に要件化することは不適切と思うため、こうした署名を特段求めている本ガイドラインの様式は適切と思う。
- ・ 自治体においては、省令・ガイドライン策定を契機として、所管する条例・施行規則を見直すことが必要。引き続き自治体向けの周知を徹底いただきたい。
- ・ 資料 1 の P21 について、既設案件の長期安定電源化に向けて、特に太陽光を中心に事業者交代の推進も必要。規律がどの程度の障害となるか読めないところがあり、考えていく必要がある。他方、既設案件はこれまで説明会を開催していないため、支援期間終了後も含め、事業譲渡などを契機として、説明会を開催するよう求めることも重要。事業集約推進と説明会を求めることのバランスが必要。資料 1 の P22 に記載の「密接関係者」の要件は、適正な事業譲渡に照らして考えるべきところ、こうした要件が事業集約の制約となるかはまだ分からないため、P29 にもあるとおり、フォローアップが必要。その際に、課題や事例などの分析が必要だが、1 年のスパンでどこまで把握できるか分からないし、事業譲渡を断念した事例は把握できないため、可能な範囲でヒアリング等により事例や住民側の事情を把握しフォローアップ頂けると嬉しい。

- ・ 資料 1 の P22 について、「密接関係者」の該当性を事業者や資源エネルギー庁においてどのように把握するのか。
- ・ 資料 1 の P6 には、説明会での説明項目として「関係者情報」の記載がある。所有者が土地や設備をリースする場合など、発電事業者と所有者がリンクしない場合があるが、発電事業者変更の場合は説明会開催を求めるとの理解でよいのか。
- ・ FIT から FIP へ移行するための変更認定申請に伴う説明会開催は不要かと思うが、この点を明確化していただきたい。
- ・ 自治体の回答期限の案について大変適切だと感じた。処理の標準的期間を明らかにした場合、期間を経過したとしても直ちに違法にはならないとしても、事業者の予測性確保の観点から適切。
- ・ 個人情報保護の観点や、制度が住民同意に転化してはならないとの点も、同感。
- ・ フォローアップの必要性について、制度設計をし、課題の有無を検証することは適切だと思う。1 年という期間が目安として設定されているが、1 年経たないうちに生ずる課題や、1 年経過後に発生する課題もあり得るため、1 年の期限にこだわらず、都度適切に判断が必要。

<事務局>

- ・ 資料 1 の P15 の「帰責性によらず」の部分について、入札対象ではない案件では、事業者の帰責性によらずに説明会開催を求めることとしているため、こうした案件と同様に、入札対象案件も必ず説明会が求められる点を明確化する趣旨。
- ・ 説明会における住民側の録音録画の取扱いについて、他の住民のプライバシー確保の観点から、ガイドラインにおいて取扱い明確化を検討したい。
- ・ 自治体の標準的な回答期限について、自治体負担軽減の観点から、施行段階においてはまずは様式を示し、自治体・事業者間のコミュニケーションを最大限サポートすることとした。個別の事案に応じて、自治体側の対応については、施行状況を踏まえたフォローアップの中で検討していきたいと思う。説明会開催が実質的に住民同意とならないかなどの懸念についても同様。
- ・ FIT から FIP へ移行する案件について、移行時の説明会開催は不要。
- ・ 事業集約について、資源エネルギー庁としても推進をして参りたい。もっとも、事業者が変更となり、事業の骨格が変更することで地域とのトラブルが起り得る局面においては、トラブルを予防し、地域とのコミュニケーションを促進するためには、説明会開催をしっかり求めていくことが必要。集約化の支障となることのないよう、施行後のフォローアップを行っていく。
- ・ 「密接関係者」の要件について、過去の事業計画に記載されていない場合もあるが、現在の事業計画では出資者の記載を求めており、計画への記載の有無にかかわらず、説明会開催が必要となる。事業者においては「密接関係者」の範囲が変わった場合は、ご自身でチェックしながら説明会実施を判断することが必要。

<山内座長>

- ・ 事務局案について概ね異論はなかったと思う。
- ・ 本会合のポイントは、①今回の法改正に際して、入札対象案件などを除いて、特段の経過措置を設けないこと、②「密接関係者」の範囲、③「再エネ発電事業

者」変更の場面では、事業譲渡に限らず合併等が原因の場合も含めて説明会を求めることであったが、いずれについても賛同を得られた。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365